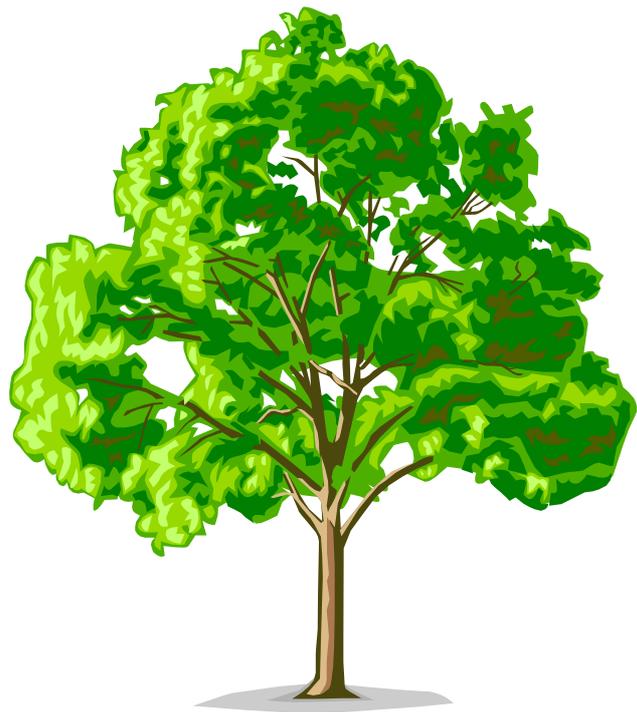


# 都市緑化基金事業のご案内

---

- ・ 緑化助成事業  
(生垣緑化・庭先緑化・駐車場緑化・壁面緑化)
- ・ 記念植樹事業
- ・ プランター貸出事業



---

公益財団法人宇治市公園公社

## 都市緑化基金について

緑豊かな、潤いとやすらぎのある生活環境を確保することは、都市づくりの重要な課題のひとつになっています。

豊かな緑は、空気を浄化し、気温を調整し、まちに潤いを与えると共に、都市災害を防いでくれます。

今日では、地球環境の保全という意味からも世界的な規模で、緑の必要性・重要性が叫ばれています。

宇治市は、民有地をはじめとした市街地の緑化を推進し、潤いとやすらぎのあるまちづくりを進めるため、昭和63年に財団法人宇治市公園公社を設立すると共に、都市緑化基金制度を発足させました。

都市緑化基金は、昭和63年度を初年度として2億円を目標に、市民の皆さんや企業などからの寄付金と市からの補助金を積み立て、その運用利息（果実）で市民の皆様と共に、緑を守り育てていくための様々な緑化事業を行うことを目的としています。

これまでに積み立てた基金の果実をもとに、「緑化助成事業・1）生垣緑化、2）庭先緑化、3）駐車場緑化、4）壁面緑化」「記念植樹事業」「プランター貸出事業」と緑化啓発奨励事業として「花と緑のコンテスト」を実施しています。

市民の皆さんには、これらの事業を積極的に活用していただきますと共に、都市緑化基金の主旨をご理解いただき、募金にご協力下さるようお願いいたします。

各事業については実施要綱に基づいておこないます。

詳しい助成条件については、お問い合わせください。

## 緑化助成事業（生垣緑化、庭先緑化、駐車場緑化、壁面緑化）

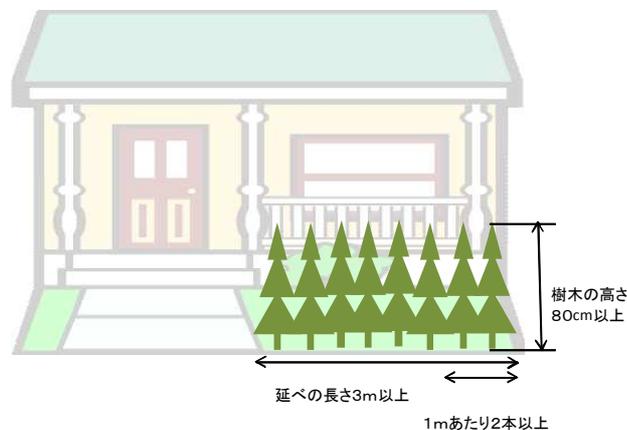
### 助成の条件

宇治市内に居住し、当該居住地において次のいずれかに該当する緑化を行います。

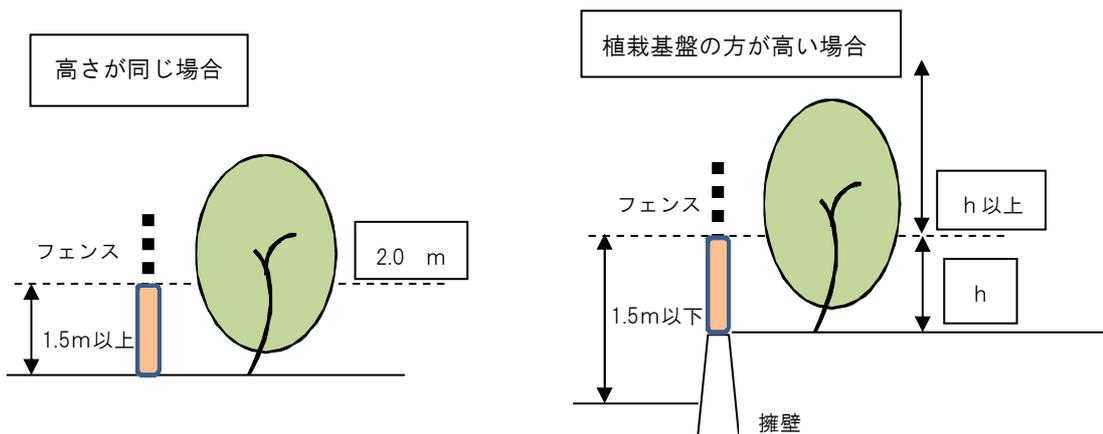
#### 1) 生垣緑化

生垣を新設する場合又はブロック塀を生垣に転換する場合に対象となります。

- ①道路に面する敷地内に設置する生垣（ネットフェンスなど透視性のあるものと併設するものも生垣とみなす。以下同じ。）であること。
- ②生垣の延べの長さは、3メートル以上であること。
- ③生垣として植栽する樹木の高さは、0.8メートル以上であること。
- ④生垣の植栽方法は、1メートル当たり2本以上であること。
- ⑤植栽基盤と道路との間に構造物がある場合、道路から構造物の天端までの高さが概ね1.5メートル以下であること。
- ⑥道路から見た場合、構造物が植栽した樹木の地上高の半分以上を隠さないこと。



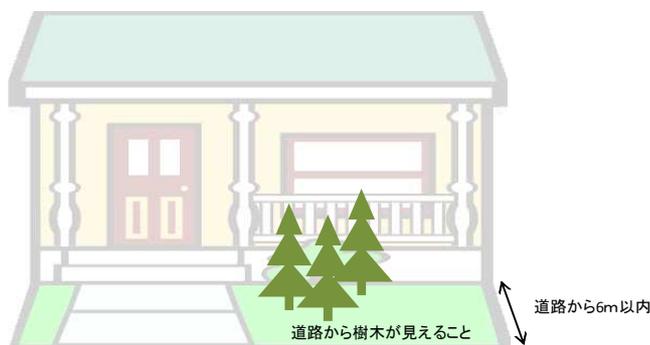
#### 道路と植栽基盤の高さの関係



## 2) 庭先緑化

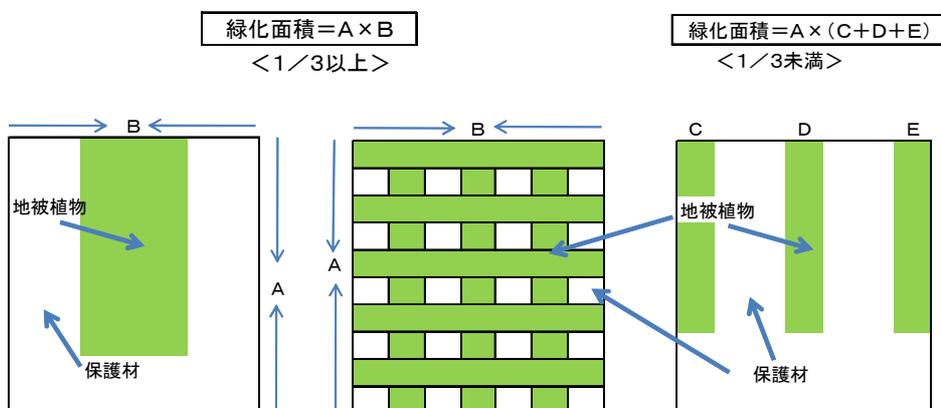
- ① 緑化は、3㎡以上であること。
- ② 3㎡以上の目安は、低木で15本、中木で6本、高木では1本以上とする。
- ③ 道路から樹木が見え、かつ道路から6メートル以内の場所に植栽されていること。

3㎡の目安	
高木：植栽時の地上高3m以上	1本以上
中木：植栽時の地上高1m以上3m未満	6本以上
低木：植栽時の地上高1m未満	15本以上



## 3) 駐車場緑化

- ① 緑化は、3㎡以上であること。
- ② 使用する植物は地被植物\*1（ノシバ、タマリユウなど）とすること。
- ③ 地被植物の保護材も緑化面積に含める。ただし、1区画に占める地被植物の面積が1/3以上の場合に限り、満たない場合は地被植物の面積のみを緑化面積とする。
- ④ 道路から地被植物が見え、かつ道路から6メートル以内の場所に植栽されていること。

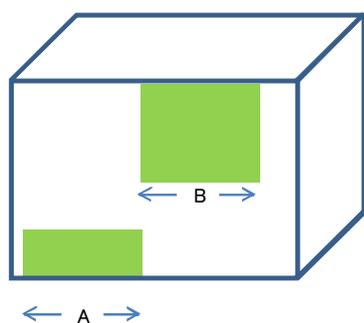


\*1 地被植物：芝、草木類等の地面を面的に覆うものをいい、一年草や野菜類は含めません。

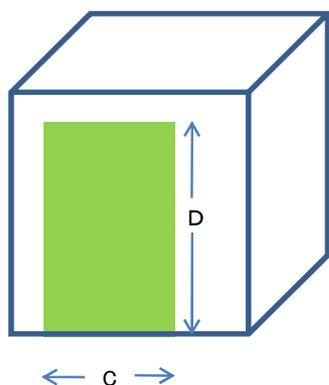
#### 4) 壁面緑化

- ①緑化は、3㎡以上であること。
- ②つる性植物\*2により、塀、フェンスなどの外構や建物の壁面を緑化し、当該壁面は、道路に面していること。
- ③植栽延長1メートル当たり3本以上植栽すること。
- ④植栽時にまだ高さが1mに満たない場合、算定の高さは一律1mとし、緑化した部分が上下に重なる場合、重複して算定出来ない。

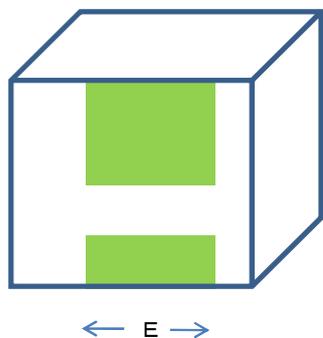
$$\text{緑化面積} = (A+B) \times 1.0\text{m}$$



$$\text{緑化面積} = C \times D$$



$$\text{緑化面積} = E \times 1.0\text{m}$$



壁に直接吸着して登はんするもの	ナツツタ、キツタ、オオイタビカズラ ヘデラ・ヘリックス、ノウゼンカズラなど
格子やフェンス等に巻きつき又は絡みついて登はんするもの	クレマチス、トケイソウ、モッコウバラ フジなど
下に垂れ下がる下垂するもの	ヘデラ・カナリエンス、コトネアスター ハイネズなど

\*2 つる性植物：一年草や野菜類は含めません。

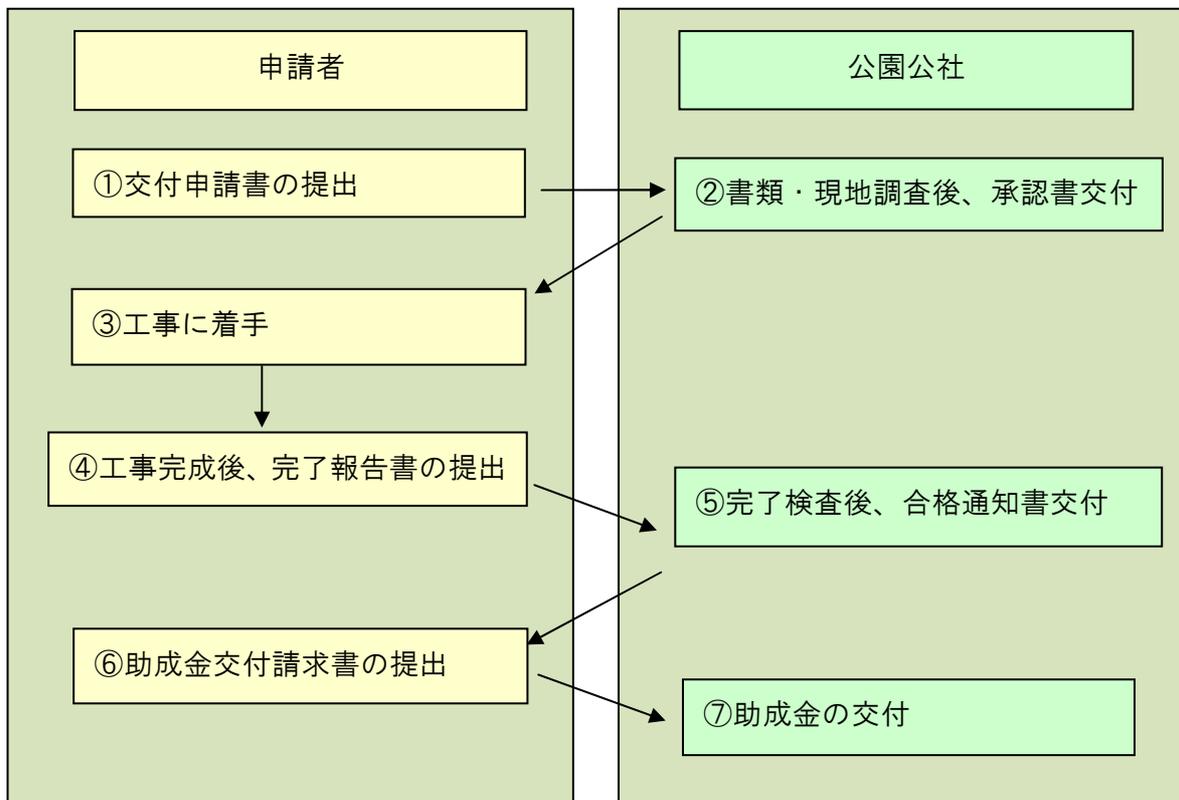
## 助成金の交付額

緑化に要する経費の2分の1以内とし、次に定める額を限度とします。

助成対象	1.生垣緑化		2.庭先緑化 3.駐車場緑化 4.壁面緑化
	既存のブロック塀を 除去して生垣へ転換	生垣を新設	
助成単価	1 m当たり 10,000 円	1 m当たり 5,000 円	1 m <sup>2</sup> 当たり 5,000 円
	1 m当たり経費の2分 の1の額が10,000円 以内の場合は、その額	1 m当たり経費の2分 の1の額が5,000円 以内の場合は、その額	1 m <sup>2</sup> 当たりの経費の2分 の1の額が5,000円以内 の場合は、その額
総額限度額	100,000 円	50,000 円	50,000 円

## 手続きの流れ

申請手続きを行い、承認書を受け取ってから、工事に着工して下さい。申請前に工事に着手した場合、助成金の対象になりません。



#### ① 申請者：交付申請書の提出

- ・ 緑化助成金交付申請書（第1号様式）  
公園公社に取りに来ていただくかホームページよりダウンロードしてください
- ・ 現状写真：事業の着手前で実施する場所を2方向から写したもの
- ・ 事業計画書
  - 位置図：付近見取図、住宅地図の写しでもよい
  - 平面図：家の敷地のどの部分に作るのかがわかる図面  
方位、緑化の種類、数量、植物材料の種類と寸法も記入
  - 立面図：側面からみた壁面緑化の様子
- ・ 工事費見積書：事業に要する費用の見積書の写し

#### ② 公園公社：書類・現地調査後、承認書交付

申請書を受け取り後、書類審査および植栽前の現地調査を行い、交付内容に適合するものであれば緑化助成事業承認書（第2号様式）により申請者に通知いたします。

#### ③ 申請者：工事に着手

緑化助成事業承認書が届いてから植栽工事を行ってください。また、交付決定後、植栽内容を変更する場合は変更申請書（第4号様式）を提出し、再び申請を行ってください。

#### ④ 申請者：工事完成後、完了報告書の提出

- 工事完成後、提出してください
- ・ 緑化助成事業完了報告書（第7号様式）
  - ・ 完成写真：事業完成後の場所を2方向から写したもの
  - ・ 工事費領収書：事業に係る費用の領収書の写し

#### ⑤ 公園公社：完了検査後、合格通知書交付

緑化助成事業完了報告書を受け取り後、完了検査のうえ交付内容に適合するものであれば緑化助成事業完了検査合格通知書（第8号様式）により申請者に通知いたします。

#### ⑥ 申請者：助成金交付請求書の提出

助成金受け取りのために緑化助成金交付請求書（第9号様式）を提出してください

#### ⑦ 公園公社：助成金の交付

緑化助成金交付請求書受け取り後、助成金を支払います。

## 記念植樹事業

個人が結婚や出産などを記念して植樹する場合や地域団体などがその活動の節目を記念して植樹する場合に記念植樹用の樹木を配布します。

### 事業の対象

- 1) 個人の場合  
宇治市内に居住し、次の記念日に該当する場合  
結婚、結婚記念日、出産、入学・入園、長寿のお祝い、居宅新築等
- 2) 団体の場合  
宇治市内の町内会、自治会及び商店街等の地域団体でその活動の節目を記念する場合

### 申し込み期間

申し込み有効期間は事由の発生日から1年間です。

### 事業の内容

- 1) 個人の場合  
高さがおおむね1m程度で、下記の中から希望される樹木を選んでいただき、1本配布します。
- 2) 団体の場合  
1広場について50,000円（標柱代金を含む）を限度として、下記の中から希望される樹木を配布します。

春植え樹木（3月末配布）		秋植え樹木（10月末配布）	
・アセビ	・マユミ	・サンシュユ	・キンモクセイ
・キンカン	・リキュウバイ	・サルスベリ	・ブルーベリー
・レモン	・ロウバイ	・ハナミズキ	・コムラサキシキブ
・オオデマリ	・ハナカイドウ	・ヤマボウシ	・イロハモミジ
・ウメモドキ	・ゲッケイジュ	・ツバキ	・オリーブ

### 配布時期

- 3月末配布：10～2月 申し込み分  
10月末配布：3月～9月 申し込み分

## プランター貸出事業

花のあるまちづくりを進めるため、町内会や商店街などが道路に面した部分に花飾りを行う場合に、プランターに用土と花苗をつけて貸与します。

### 事業の対象

宇治市内の町内会、自治会及び商店街などの地域団体または理事長が必要と認める団体でプランターに花苗の植え付け管理を行い、前条の目的を達成するための活動を3年以上継続できる団体とします。

### 事業の方法

- 1) 貸与するプランターは、1団体当たり50個を限度として、これに必要な用土と花苗などを事業の着手前に配布します。
- 2) 以後団体は、貸与を受けたプランターに季節に応じて年3回程度の花苗等の植え付けを行うこととします。
- 3) 花苗を植え替えする場合は、これに必要な花苗などを貸与するプランター数の2分の1相当分を限度に配布します。

## 申し込み手続き

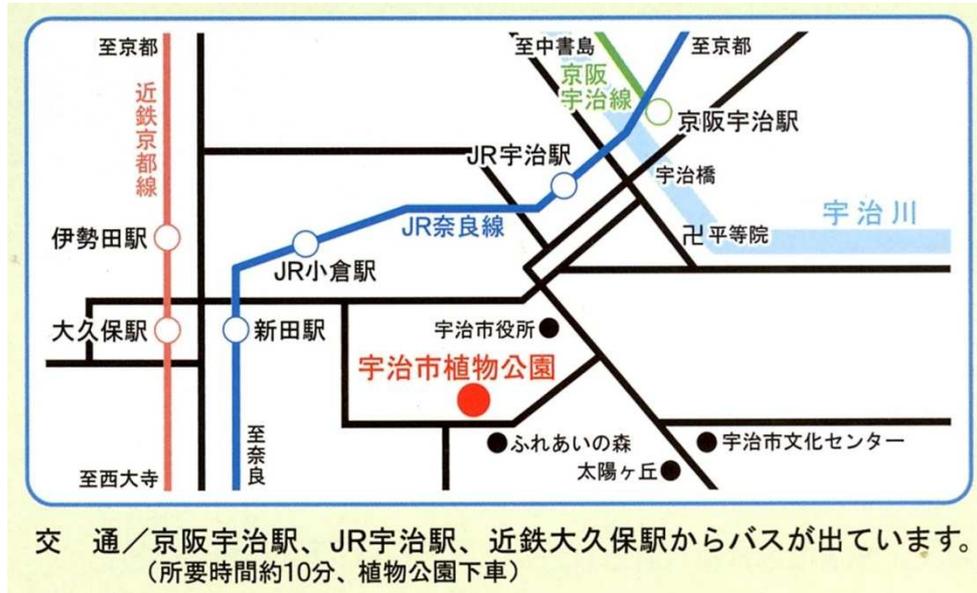
各事業については実施要綱に基づいておこないます。

事業実施の申し込みは、申請書に必要事項を添えて（公財）宇治市公園公社までお申し込み下さい。

申請書などの所定の用紙は宇治市公園公社にありますので、お問い合わせください。また、宇治市公園公社のホームページからもダウンロードできます。

## 案内図

宇治市公園公社は宇治市植物公園内にあります。



基金へのご協力、お問い合わせは

公益財団法人 宇治市公園公社

〒611-0031 宇治市広野町八軒屋谷 25-1

(宇治市植物公園内)

電話 0774-39-9393 FAX0774-39-9388

